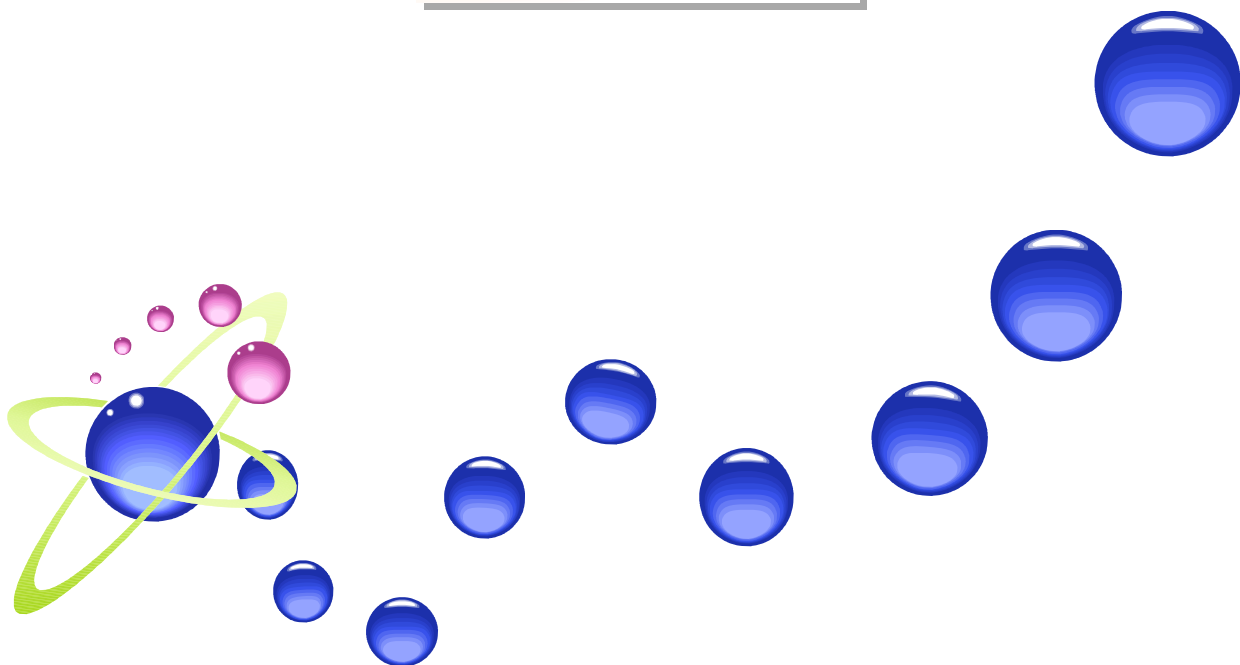


# 支 援 を つ な ぐ

～ 早期からの継続した支援のために～

研 修 編



平成 2 1 年 3 月

山 口 県 教 育 委 員 会

## 平成21年度 山口県の教育改革に取り組む基本姿勢

山口県では、一人ひとりの幼児児童生徒が夢や目標をもち、実現に向けてチャレンジしていけるよう、『元気』『基礎・基本』『つながり』の3つのキーワードを合い言葉に、教育に関わる全ての人や組織が、それぞれの教育力を高めながら力を結集して、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の調和の取れた『生きる力』を育む教育改革を進めています。

### 《3つのキーワード》

#### 元 気

教育改革をすすめるエネルギーの源  
学校、家庭、地域が  
お互いの「元気」を与え合い、より大きな力に

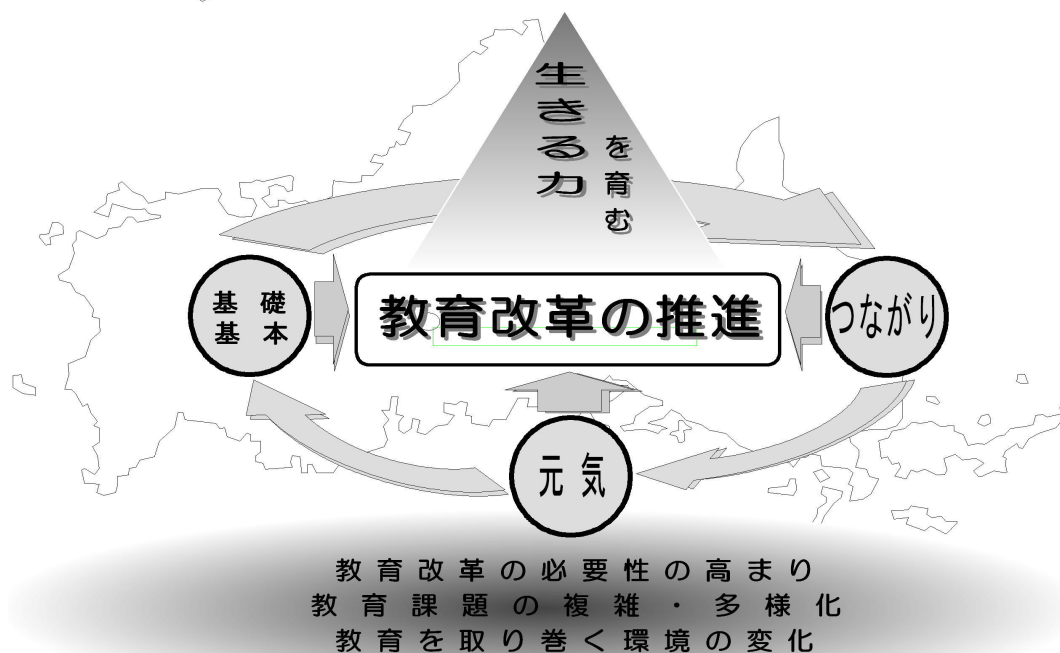
#### 基礎・基本

教育改革のすすむ方向についての判断基準・行動基準  
子どもたちにとって基礎・基本は「知・徳・体の調和」  
教育行政にとっては「現場主義」

#### つながり

教育改革に関わる人・組織・取組・時の連携と協働  
縦・横のつながりをさらに強め、広げる  
幼保・小・中・高、学校・家庭・地域、  
そして時代がつながり合う

### 一人ひとりの夢の実現



～ 教育が大きな転換期を迎えている今

県民総参加によって学校、家庭、地域の教育力の向上を図る ～

## はじめに

特別支援教育は平成19年度から制度的に開始されましたが、本県では、平成20年度から、総合支援学校への移行、特別支援教育センターの設置等、本県らしい特別支援教育をスタートさせたところです。

特別支援教育におきましては、発達障害の幼児児童生徒への支援が課題となっており、本県では、特別支援教育センターを中心とした地域の相談支援体制とともに、各学校での校内支援体制の整備を進め、幼児児童生徒の理解に基づく具体的な支援方法、個別の教育支援計画の作成等の大きな成果が上がっています。今後は、地域や各学校における相談支援がより実効性のあるものとするのが一層求められています。

各学校において発達障害等の幼児児童生徒一人ひとりの実態に即した適切な指導及び必要な支援を進めるためには、校内委員会や事例検討会等を活用した、計画的・組織的な相談支援を進める必要があります。そのためには、一人ひとりの教員の指導力はもちろん、学校組織の問題解決力の向上が重要です。

このため、今年度は、全校体制による実効性のある相談支援のための研修内容・方法に関する情報を提供するテキストを作成することとし、発達障害の理解、発達検査の活用、保護者への支援等に関する演習、ロールプレイや疑似体験等を取り入れ、各学校における主体的な研修や実践に結びつくように編集しています。また、平成18・19年度に作成したテキスト（理論編・実践編）と併せて活用することで、研修の効果が一層高まるものと考えております。

本テキストの活用にあたっては、テキストに掲載している事例を参考にしつつ、校長等の管理職のリーダーシップのもとで、各学校の実情に即した研修を進めていただきたいと思います。

全ての学校における相談支援の実効性が向上し、障害のある幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細かな指導や支援の実践の蓄積により、本県特別支援教育が一層充実していくことを期待します。

平成21年3月

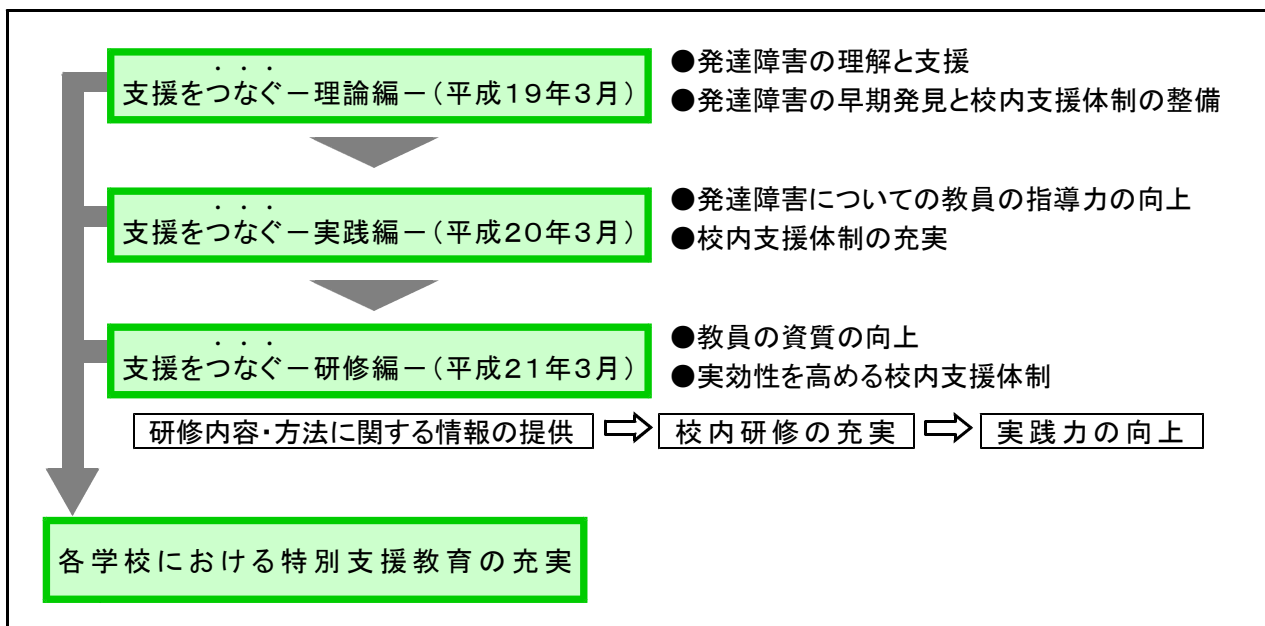
山口県教育委員会  
教育長 藤井俊彦

# 目 次

◆本研修テキストについて	・ ・ 1
◆特別支援教育の推進について	・ ・ 2
◆教員の資質の向上	・ ・ 6
◆テキストの活用方法	・ ・ 7
I 特別支援教育の研修を進めるために	
1 特別支援教育に関する校内研修の目的	・ ・ 8
2 特別支援教育に関する研修の内容	・ ・ 9
II 発達障害の理解	
1 LDの理解と、その指導や支援の在り方	・ ・ 10
2 ADHDの理解と、その指導や支援の在り方	・ ・ 14
3 高機能自閉症の理解と、その指導や支援の在り方	・ ・ 16
III 発達検査の活用	
1 発達検査の意義や目的等を理解し、指導や支援に生かす	・ ・ 22
2 発達検査（WISC-III）を活用した実態把握と指導や支援の充実	・ ・ 26
3 発達検査（田中ビネーV）を活用した実態把握と指導や支援の充実	・ ・ 32
4 発達検査（K-ABC）を活用した実態把握と指導や支援の充実	・ ・ 36
IV 事例検討会の進め方	
1 事例検討会の流れを理解し、事例検討会を実施する	・ ・ 42
2 参加者がアイデアを出し合い、明日からの支援に生かす	・ ・ 46
3 気づきを具体的な支援につなぐ（様式「ワンポイント事例」の活用）	・ ・ 48
V 実践的指導力の向上	
1 授業研究による幼児児童生徒へのきめ細やかな指導や支援の検討	・ ・ 50
VI 校内支援体制の整備・充実	
1 チームによる支援の検討	・ ・ 56
2 学校内の人的資源を活用した校内支援体制の充実	・ ・ 58
3 支援マップづくりを通じた校内支援体制の充実	・ ・ 62
VII 保護者等との連携	
1 障害のある幼児児童生徒の保護者への支援	・ ・ 64
2 周囲の幼児児童生徒及び保護者への支援	・ ・ 68
VIII 人的資源の活用	
1 支援員等の参画を得た実効性を高める支援体制の検討	・ ・ 72
2 ボランティア等の参画を得た特別支援教育の充実	・ ・ 74

## 本研修テキストについて

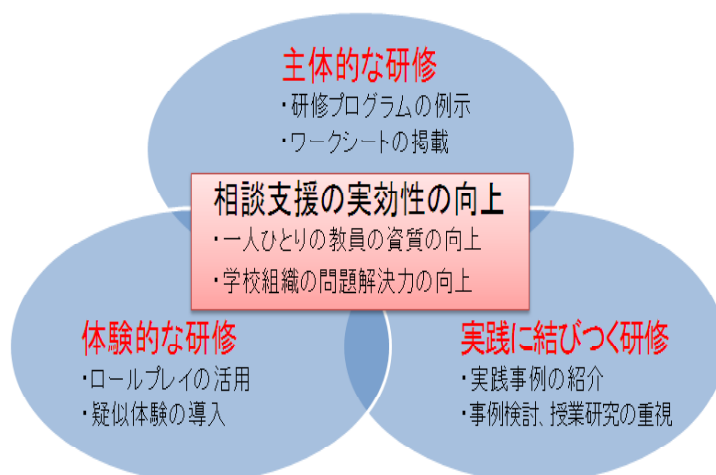
本研修テキスト「支援をつなぐー研修編ー」は、平成19・20年度に作成したテキストとあわせて、三部構成となっています。



「支援をつなぐー理論編ー」は、特別支援教育の理念と基本的な考え方、発達障害の理解と支援、学校や家庭での支援などを学ぶことにより、担任や保護者など身近にいる人が、発達障害に早期に気づき、早期からの適切な指導と必要な支援につなげていくことをねらいとして編集しています。

「支援をつなぐー実践編ー」は、事例検討会の進め方、幼稚園・小学校・中学校・高等学校における授業等の中での指導事例、校内体制による支援の実践例などを学ぶことにより、発達障害についての教員の指導力の向上や、各学校の相談支援体制の充実を図ることをねらいとして編集しています。

「支援をつなぐー研修編ー」は、発達障害の理解、発達検査の活用方法、校内支援体制を充実する手立て、保護者や関係機関との連携のための研修内容・方法を学ぶことにより、教員の特別支援教育についての資質の一層の向上と、各学校の相談支援体制の機能の強化を図ることをねらいとして編集しています。

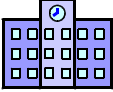
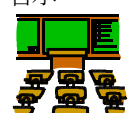


以上の3冊のテキストを活用し、幼児児童生徒一人ひとりの実態に即した適切な指導及び必要な支援の充実に努めてください。

※3冊のテキストは、特別支援教育推進室のホームページからダウンロードできます。  
(URL <http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a503001/index/>)

# 特別支援教育の推進について

## 特別支援教育の動向

山口県の取組	国の動向
平成13・14年度文部科学省委嘱事業 ○学習障害児に対する指導体制の充実事業 <光市> ○障害のある子どものための教育相談体系化推進事業 <萩市>	平成13年1月 ◆「21世紀の特殊教育の在り方について（最終報告）」
平成14・15年度文部科学省委嘱事業 ○盲・聾・養護学校専門性向上推進モデル事業 <山口養護学校>	平成14年12月 ◆「障害者基本計画」(H15～24)の策定 ◆「障害者基本計画」重点施策5か年計画の決定 ・個別の教育支援計画の策定
平成15・16年度文部科学省委嘱事業 ○特別支援教育推進体制モデル事業 <周南・萩地域>	平成15年3月 ◆「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」
平成17・18年度文部科学省委嘱事業 ○特別支援教育体制推進事業 <平成17年度 周南・萩地域><平成18年度 県内全域>	平成16年1月 ◆「小・中学校におけるLD、ADHD、高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン(試案)」
	平成17年4月 ◆「発達障害者支援法」施行
平成18年3月 <b>■「山口県特別支援教育ビジョン」策定</b> ・特別支援教育の施策推進の基本方針	平成17年12月 ◆「特別支援教育を推進するための制度の在り方について(答申)」
平成18年10月 <b>■「山口県特別支援教育ビジョン実行計画」作成</b> ・施策を計画的に推進するための計画	平成18年3月 ◆「学校教育法施行規則」の改正 ・LD、ADHDを通級指導教室の対象に追加
平成19年度文部科学省委嘱・委託事業 ○特別支援教育体制推進事業 <県内全域> ○発達障害早期総合支援モデル事業 <萩市、宇部市> ○職業自立を推進するための実践研究事業 <山口・防府地域、宇部・下関地域>	平成19年4月 ◆「学校教育」等の改正法施行 ・特別支援学校制度の創設 ・特別支援学校のセンター的機能 ・幼・小・中・高等学校等における特別支援教育の推進 ◆「教育職員免許法」の一部改正 ◆「特別支援教育の推進について（通知）」
平成20年4月 <b>■ 本県特別支援教育の本格実施</b> ○「総合支援学校」への移行 ○特別支援教育センター、サブセンターの設置 ○ふれあい教育センターの発達障害の相談支援機能の充実	平成20年3月 ◆「小学校・中学校学習指導要領」告示 ・個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成
平成20年度文部科学省委嘱・委託事業 ○発達障害等支援・特別支援教育総合推進事業 <県内全域>	平成20年7月 ◆教育振興基本計画 ・特別なニーズに対応した教育を推進(特別支援教育の推進)
○発達障害早期総合支援モデル事業 <萩市、宇部市> ○職業自立を推進するための実践研究事業 <山口・防府地域、宇部・下関地域> ○OPT、OT、ST等の外部専門家を活用した指導方法等の改善に関する実践研究事業 <宇部総合支援学校、萩総合支援学校>	平成21年3月 ◆「特別支援学校・高等学校学習指導要領」告示 

## 本県における特別支援教育の推進

平成18年3月に、本県特別支援教育の施策推進の基本方針となる「山口県特別支援教育ビジョン」を策定しました。

ビジョンの構想期間は、平成18年（2006年）度から平成27年（2015年）度までの10年間で、第1期（平成18～22年度）と第2期（平成23～27年度）に区分して実行計画を作成し、ビジョンの実現に向けて、施策を具体的かつ計画的に進めています。

### 第1期実行計画 <H18.10作成>

- ① 期 間 平成18～22年度（5年間）  
② 中期目標 「地域で支え、育ち合う特別支援教育の推進」

	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年
国の動向		特殊教育	特別支援教育制度の開始 <学校教育法等の一部改正>								
			・盲学校、聾学校及び養護学校 → 特別支援学校 ・特別支援学校のセンター的機能 等								
本県の取組		特別支援教育ビジョン 「一人ひとりの生きる力を高め、自立・社会参加を支える、心ふれあう教育の実現」									
		第1期実行計画 <見直し>					第2期実行計画 <見直し>				
			・盲学校、聾学校及び養護学校 → 総合支援学校 ・特別支援教育センター設置 等								

特別支援教育は、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において、実施しなければなりません。

#### ●学校教育法 第81条第1項●

幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校においては、次項各号のいずれかに該当する幼児、児童及び生徒その他教育上特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対し、文部科学大臣の定めるところにより、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うものとする。

#### ●学校教育法 第81条第2項●

小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校には、次の各号のいずれかに該当する該当する児童及び生徒のために、特別支援学級を置くことができる。

- 一 知的障害者      二 肢体不自由者      三 身体虚弱者      四 弱視者      五 難聴者  
六 その他障害のある者で、特別支援学級において教育を行うことが適当なもの

※本県では、特別支援学級を、「支援学級」と呼称





平成20年4月 「山口県の特別支援教育」が本格的にスタート

**総合支援学校がスタート!**

- 原則5障害（視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱）に対応
- 各学校の特色を生かした教育の実践
- 高等部に産業科（知的障害の生徒を対象に職業教育を実施）等を設置

**すべての学校において特別支援教育を実施!**

- 障害のあるすべての幼児児童生徒に対するきめ細かな相談と支援の充実
- 「個別の教育支援計画」による継続した支援

**特別支援教育センター・サフセンターを設置!**

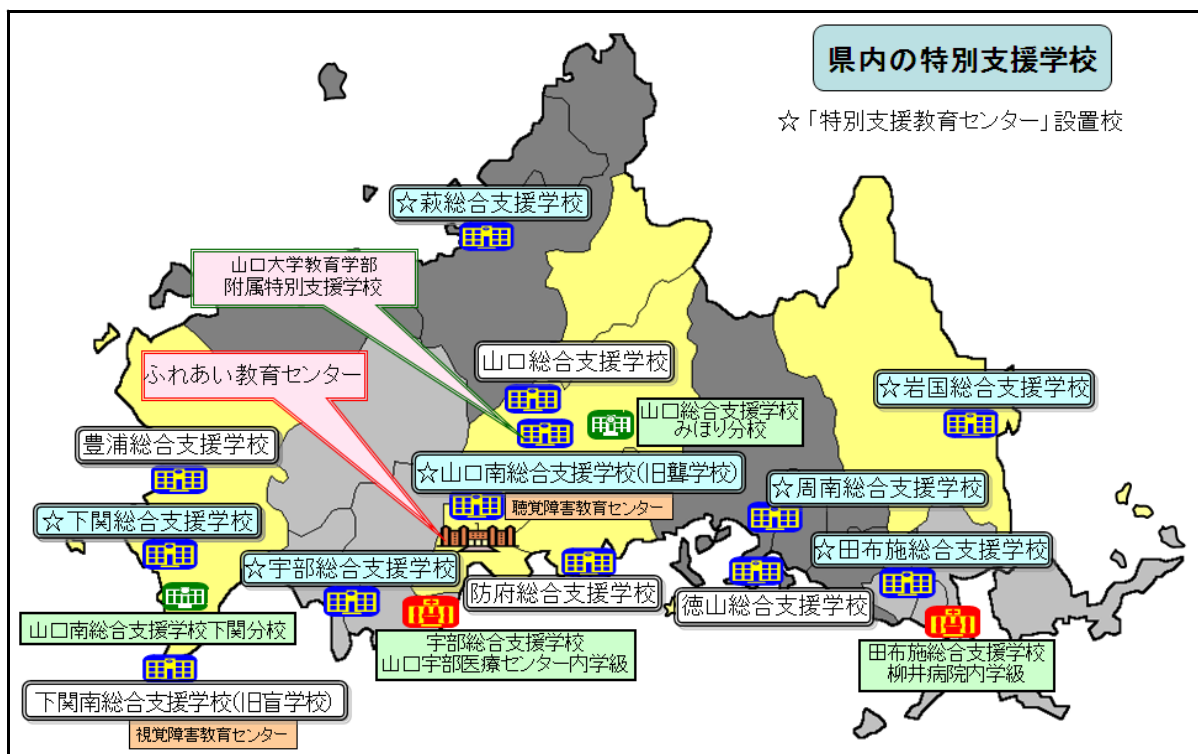
一人ひとりを大切にする教育  
全校体制による指導と支援

専門的・総合的な相談と支援  
身近な地域での相談と支援

身近な学校への通学  
障害の多様化に対応  
学校選択幅の拡大  
幅広い進路希望に対応

**総合支援学校**

平成20年4月1日から、県内の全ての県立特別支援学校は、校名を総合支援学校に変更しました。



特別支援学校は、小学校・中学校・高等学校と同様に校種を示すものであり、「総合支援学校」は、県内の県立特別支援学校の校名です。

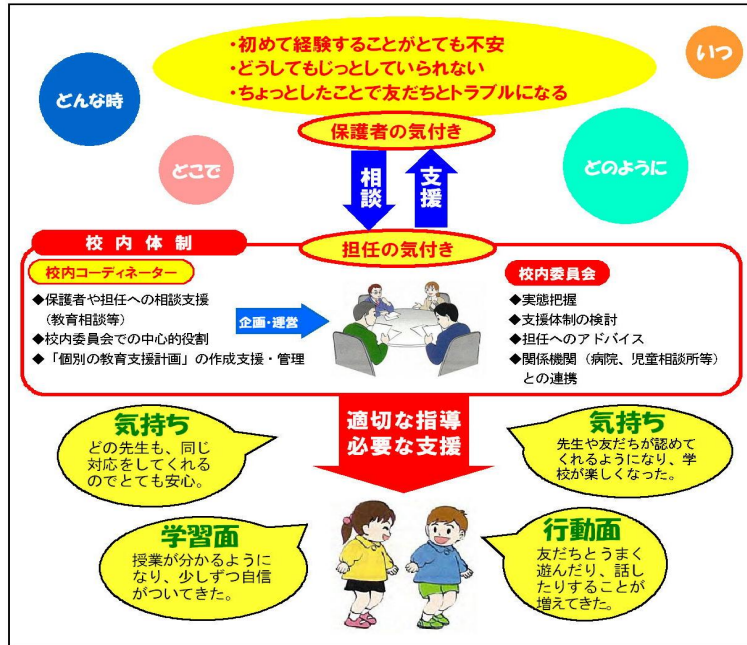
「総合支援学校」は、原則5障害（視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱）に対応することとしています。



# 校内・地域における相談支援体制の整備

本県では、全ての公立幼・小・中・高等学校等において、校内委員会の設置、校内コーディネーターの指名等の校内支援体制が整備されています。

特別な支援が必要な幼児児童生徒への、全校体制での支援が必要な場合、校内委員会を開催し、支援について協議を進めます。



## <校内委員会※>

全校支援体制を確立し、発達障害を含む障害のある幼児児童生徒の実態把握や支援方策の検討等を行うため、各学校内に設置される。

## <校内コーディネーター※>

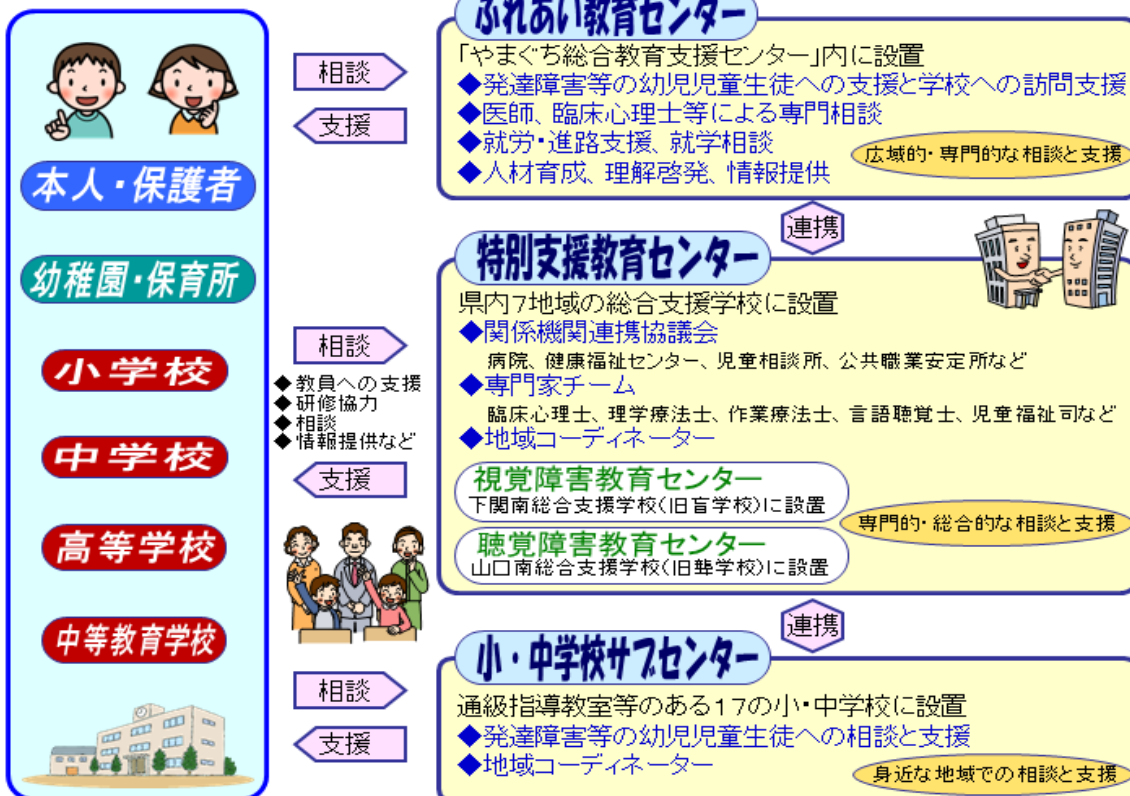
各学校における特別支援教育推進のため、校内委員会・校内研修会の企画・運営、関係諸機関・学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担う。

※文部科学省

「特別支援教育の推進について(通知)」  
(H19.4)より

必要に応じて、小・中学校のサブセンターや総合支援学校の特別支援教育センターに依頼し、地域コーディネーターの協力を求めることができます。また、心理学の専門家、理学療法士等で構成される専門家チームに相談することもできます。

## 「地域で支え、育ち合う特別支援教育の推進」



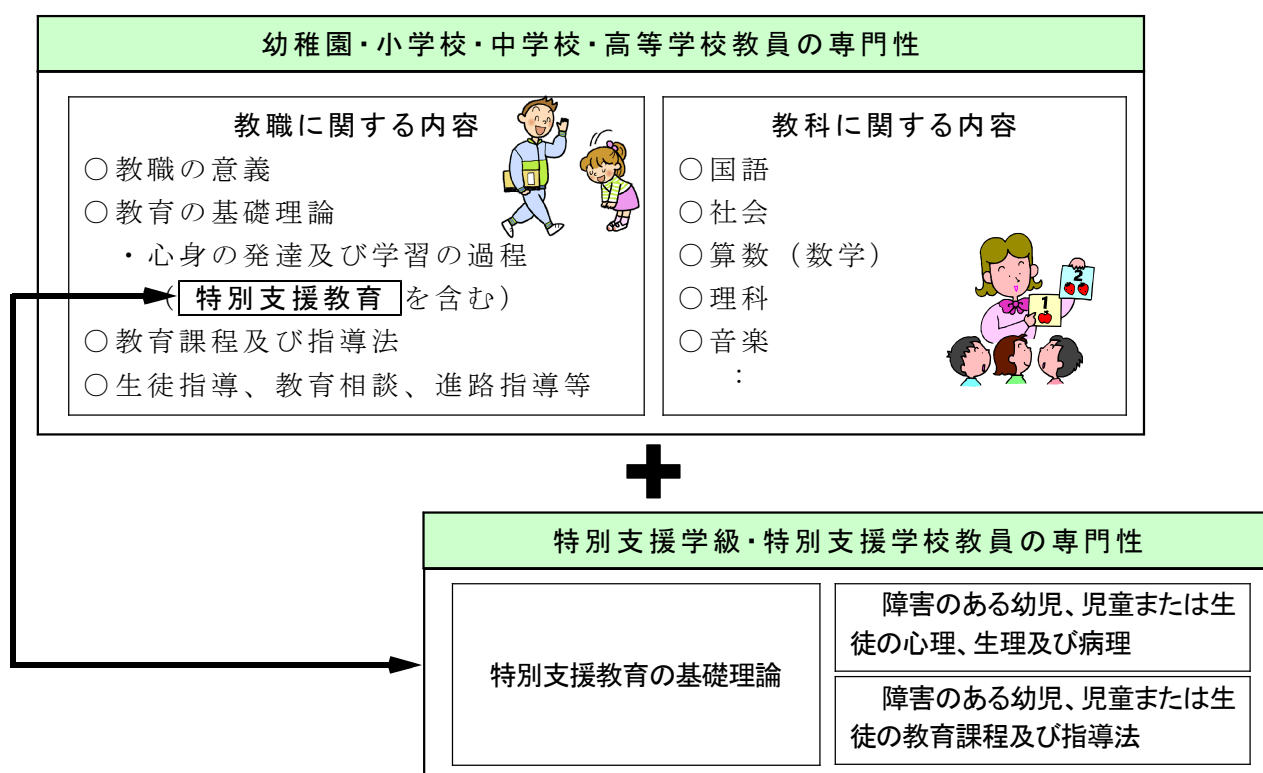
「ふれあい教育センター」「特別支援教育センター」「サブセンター」が一体となり、身近な地域で、きめ細かな相談と支援を行っています。

## 教員の資質の向上

通常の学級に在籍する発達障害等の特別な支援を必要とする幼児児童生徒への対応が重要な課題となっており、全ての教員が特別支援教育を理解し、適切な指導及び必要な支援を行うための資質を高めることが必要です。

下図は、特別支援学校教諭免許状の考え方をもとにした、教員の専門性についての考え方を示しています。

特別支援学校や特別支援学級等の教員にはより高度な専門性が求められますが、全ての教員が、幼・小・中・高等学校の教職や教科に関する専門性を基盤にして、発達障害等の理解と支援に関する研修や実践により、特別支援教育についての専門性を身につけ、校内の相談支援の実効性を高めていくことが重要です。



例えば、授業が成立しにくい、学級の運営がうまくいかない等の状況があった場合、従来の教科指導や生徒指導等に加え、特別支援教育の視点から見直すことで、課題解決につながる場合があります。

また、発達障害等の幼児児童生徒への指導や支援の方法・内容は、全ての幼児児童生徒に有効な指導や支援になり、一人ひとりを大切にする教育にもつながります。



### 【教員の専門性向上のためのセンターの活用】

各センターでは、研修協力や情報提供も行っています。

- ふれあい教育センター：発達障害等に対する相談支援事例研究・指導資料、サテライト研修、発達検査等
  - 特別支援教育センター：視覚障害・聴覚障害・知的障害・肢体不自由・病弱等に対する相談支援、指導資料・教材教具、事例検討、発達検査、研修会情報等
  - 小・中学校サブセンター：発達障害等に対する相談支援、事例検討、発達検査等
- ※ 特別支援教育推進室のホームページから、県内の各総合支援学校で実施されている研修会等の情報を閲覧することができます。

(<http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/gyosei/kyo-shien/map/study01.html>)

## テキストの活用方法

本テキストに掲載している研修項目は、「特別支援教育の理解」「校内の実態把握」「指導や支援の計画の立案」「支援の実施」「特別支援教育の評価・改善」といった、各学校の実情に応じて参照できます。



本テキストは、「特別支援教育を進めるために」「発達障害の理解」「発達検査の活用」「事例検討会の進め方」「実践的指導力の向上」「校内支援体制の整備・充実」「保護者等との連携」「人的資源の活用」で構成されています。各項目の下には小項目を付けています。



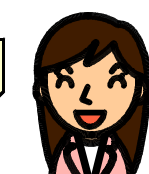
各小項目には、「研修の概要」にその項目で研修できる内容の概要を示しています。また、前半部分で基本的な事項を学んだ後、演習などを通して体験的な研修ができるように構成しています。



本テキストは、全教職員を対象としているので、基礎的なものから、専門的なものまで、幅広い内容が含まれています。幼児児童生徒の実態や教職員の実情に応じた活用ができます。



本テキストの活用にあたっては、項目順に研修する必要はありません。各校の研修課題、実施内容に応じて、必要な項目を研修に活用してください。



本テキストは、すべての内容を網羅的に研修するように編集しているわけではないので、各校の実情に即して、他の文献の活用、地域コーディネーターや外部の専門家の招へい等により、研修内容や方法を工夫しながら進めていくことも重要です。

